

## 疑義照会における照会作業の省略事例・注意点

今回の取り組みにおいて、保険薬局での対応等は疑義照会における照会作業の省略（事前合意に基づき疑義照会した事として取り扱う）であるので注意して下さい。

### 処方変更の大原則

- ① 必ず、患者（キーパーソン）に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、理解と同意を得た上で変更する。
- ② 処方箋の「変更不可」の欄にチェックがある場合は、処方薬を変更できない。また、「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載、その他指示がある場合は、その指示に必ず従う。
- ③ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とする。
- ④ 医薬品の有効性や品質が担保でき、体内動態を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ⑤ 麻薬は除く。

#### ① 同一有効成分かつ同一剤形の医薬品への変更

（生活保護被保護者は除く：生活保護法第 34 条第 3 項）

但し、変更不可処方の場合は不可 効能効果が一致する事

先発⇔先発⇔後発⇔後発

○：アムロジン錠⇔ノルバスク錠、アムロジピン錠⇔ノルバスク錠

単剤から配合剤、配合剤から単剤は不可

×：アイミクス配合錠 LD⇔イルベサルタン 100mg+アムロジピン 5mg

#### ② 類似する別剤形の医薬品への変更（後発品の変更調剤を先発品でも可とする）

但し、内服用固形剤のみ 変更不可処方の場合は不可

用法・用量が変わらない事。外用剤は不可

錠剤⇔口腔内崩壊錠⇔カプセル、散剤⇔顆粒⇔細粒⇔末剤⇔ドライシロップ

○：アムロジピン錠⇔ノルバスク OD 錠

外用薬の剤形変更は不可

×：テープ剤⇔シップ剤⇔軟膏⇔クリーム⇔外用液剤（ローション等含む）

#### ③ 含量規格の異なる医薬品への変更（錠剤・口腔内崩壊錠・カプセル剤に限る）

例：アムロジピン錠 2.5mg 2錠⇔アムロジピン錠 5mg 1錠

④ 外用薬の包装規格変更。(処方総量が変わらないこと)

例：〇〇軟膏 5g 2本→〇〇軟膏 10g 1本、

〇〇シップ●●mg (5枚入り) 7袋→〇〇シップ●●mg (7枚入り) 5袋

※本来、疑義照会の必要性はありません。

⑤ 一包化調剤

有効性や品質が担保できる場合。服薬アドヒアランスが向上すると思われた場合  
患者のコンプライアンス、アドヒアランスを必ず評価する。

例) コンプライアンスが悪く薬が沢山あり飲み忘れる。

⑥ 服用困難時の半割、粉砕等

有効性や品質が担保できる場合

例) 錠剤が大きく飲みにくい。→錠剤を服用しやすい状態にする

ダイフェン配合錠→ダイフェン配合顆粒

ダイフェン配合錠→バクタ配合錠粉砕

⑦ 外用剤の用法の間違い変更。用法不備

薬学的総合判断が出来ない場合には疑義照会を図る。

ハリゾンシロップのうがい使用は疑義照会不要

⑧ 明らかな日数違い

骨粗鬆症薬(ビスホスホネート製剤)に限る

例) 他の薬剤が28日分に対して、フォサマック錠 35mg も28日分で処方。→4日分